

山梨県保安林整備事業標準仕様書

制 定	平成 18 年 3 月 31 日治山第 1834 号
一部改正	平成 29 年 3 月 31 日治山第 2026 号
一部改正	平成 30 年 3 月 7 日治山第 2043 号
一部改正	平成 31 年 3 月 29 日治山第 2314 号
一部改正	令和 3 年 3 月 31 日治山第 1678 号
一部改正	令和 5 年 9 月 1 日治山第 1014 号

第 1 総則

(適用範囲)

- 1 この仕様書は、保安林整備事業の請負事業を実施するため請負者が施行しなければならない事業の標準仕様を示すものである。
ただし、設計図書及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先適用するものとする。

(施工基準)

- 2 請負者は、設計図書、この仕様書及び別に定める特記仕様書により事業を施行しなければならない。

(定義)

- 3 この仕様書において「監督員」とは、森林整備業務請負契約書（以下「契約書」という。）第 9 条に規定する監督員をいい、「請負者」には、請負受注者の他「契約書」第 10 条に定める現場代理人を含むものとする。

(不明又は疑問事項の処置)

- 4 請負者は、事業の実施にあたり、順序、方法、その他について、不明又は疑義のある場合は、その都度監督員と協議しなければならない。

(諸手続)

- 5 請負者は、事業の施行にあたり所定の手続きをなし、関係法規を守らなければならない。

(測量杭及び丁張の保全)

- 6 測量杭及び丁張は移動しないように保護しなければならない。
施行上移動又は撤去の必要が生じたときはあらかじめ監督員と協議をして行わなければならない。

(保安設備)

- 7 事業のため一般交通、施設に危害をおよぼすおそれのある場合には監督員と協議をして適当な保安施設を講じなければならない。

(経費負担)

- 8 次の各号に掲げる費用は、請負者の負担とする。
(1) 設計書に記載のないもので施行上当然必要な費用、及び諸法令の適用に要する費用

- (2) 施行上他に及ぼした損害賠償の費用
- (3) 事業施行に障害となる物件及び不要物の取り片付け等に要した費用
- (4) 各種検査に要する経費

(区域の確認)

- 9 作業を実施する前には、作業区域の境界を確認しなければならない。

(伐倒木、枝条等の処理)

- 10 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の危険や障害が引き起こされないように注意しなければならない。
 - (1) 斜面での落下等の危険
 - (2) 川や沢筋等に入れての流出等水系の障害
 - (3) 山道や作業歩道の使用の障害

(対象とする林木)

- 11 本事業で施業の対象とする林木は、保安林の指定された目的の機能発揮のために有効なもの指し、新たに植栽されるものと以前からの生育しているもの及び実生や萌芽などで成育した広葉樹等も含める。(以下「植栽木等」という。)

(労働安全)

- 12 刈払い機やチェーンソー等で作業を行う場合には、労働安全衛生法で規定された安全教育等を受講した作業員が実施しなければならない。

(農薬等)

- 13 農薬等の使用については、設計書及び仕様書に基づくものとし、所定の使用方法及び防護措置を行い実施すること。

(事業の再施工又は補修)

- 14 事業施工中、既成部分が設計内容に違背した場合は、速やかに再施工又は補修を行わなければならない。この場合に要する費用は請負者の負担とする。

(完成後の整理)

- 15 事業完成後は、跡地を整理するとともに、ゴミ等を放置してはならない。

(材料検査)

- 16 事業用材料は、支給品のほかはすべて指定の場所に持ち込み、監督員の確認を受けなければならない。

(材料の変更)

- 17 設計書及びこの仕様書に示されている材料の入手が困難な場合は、これと同等以上の強度、品質、及び形状寸法をもったものに限り監督員の承諾を得て使用することが出来る。

(材料の採取)

- 18 事業用材料の採取については、他に危険を及ぼすおそれのある場所から採取してはならない。

(工事書類の作成)

19 事業の実施に際しては、工事日誌を作成するとともに、以下の基準に基づき、書類を作成しなければならない。

- (1) 森林整備事業施工管理基準
- (2) 森林整備事業施工写真管理基準

(山火事の防止)

20 請負者は、火気の取扱いには常に注意し、火災を起こさないようにしなければならない。

(事故報告書)

21 請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が提示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

第2 地拵え

(目的)

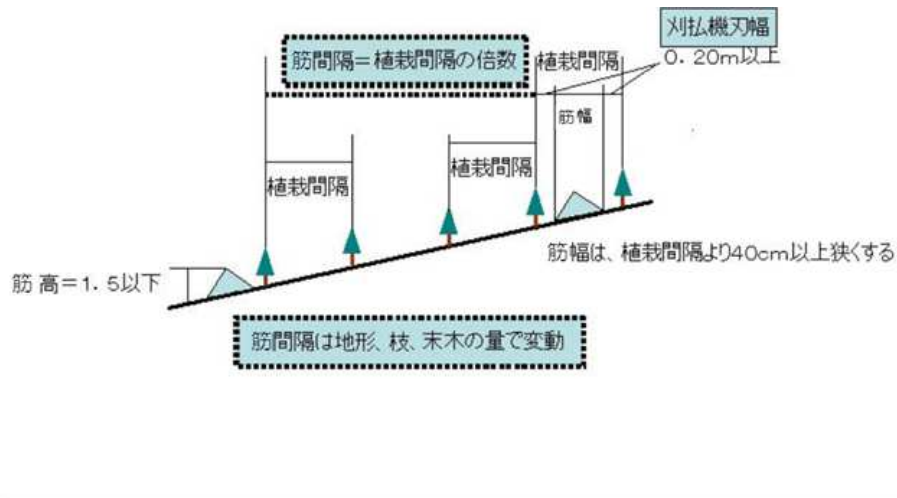
- 1 地拵えは、植栽又は実生の苗木等の育成に支障となる草本、小径木を整理し、植栽木や種子の定着に適した環境を整備するために行う。

(方法)

- 2 地拵えの施工方法及び注意事項は次のとおり。

- (1) 全刈りを原則とする。
- (2) 植栽の障害となる樹木、小柴、雑草、いばら、つる類等（以下「刈払い物等」という。）を地際からできる限り低い位置で伐採、除去して植付に支障がないよう等高線沿いに集積（棚積）すること。
- (3) 刈払い物等は、おおむね2～3m程度の長さに刻み、作業地内に筋状に集積処理すること。
ただし、刈払い物等が少なく集積しなくても植付に支障がないと判断される場合はこの限りでない。
- (4) 急傾斜地等で集積物が滑落・移動する恐れのある場合においては、等高線となるべく平行かつ筋状に刈払い物等を集積すること。
集積物は伐根に固定、または適当な伐根が無い箇所は杭を打って固定すること（伐根または杭の間隔はおおむね2m以下）。なお、林地保全上必要な箇所は、生木棚積とすること。
- (5) 刈払い物等を集積する筋は、次のとおり施工すること。
 - ア 筋の幅は、[植栽間隔(m) - 0.4m]以下の幅とすること。
 - イ 筋の高さは、1.5m以下の高さとする。
 - ウ 筋は、植栽位置を妨げない部分に設置すること。
 - エ 区域内の移動の妨げとならないよう、筋には適宜通路を確保すること。
- (6) 高木性の優良な前生樹・稚樹については、監督員と協議のうえ残存すること。
- (7) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

標準図



第3 改植及び補植

(目的)

1 改植及び補植の目的は次のとおり。

- (1) 改植は、森林造成の対象地において、目的とする樹木を確実にかつ早急に成立させるために行う。
- (2) 補植は、植栽した苗木が枯損して立木密度が低い場合等、部分的に空間が生じた場合で整備方針に適合した林型を形成することが困難と認められる箇所に植栽木を補充するために行う。

(協議事項)

2 次の事項については、監督員と協議すること。

- (1) 仮植の場所
- (2) 植付の時期
- (3) その他監督員が指定したとき。

(方法)

3 改植及び補植の施工方法及び注意事項は次のとおり。

- (1) 取り扱う苗木は、設計書に示された規格のものを使用するものとし、苗木の受け取りにあたっては、苗木検収野帳を作成し、すみやかに監督員に提出すること。
- (2) 苗木運搬は、乾燥及び損傷を防止するため、根をこも、むしろ等で包むこと。さらに、必要に応じてシート等で全体を覆うこと。
- (3) 苗木の仮植は、次の方法により行う。
 - ア 仮植の場所は、乾燥しない適湿地で雨水の停滞しないところを選定すること。
 - イ 仮植地に運搬した苗木は、すみやかに梱包をほどき、根のむれを防止するとともに、陽光の直射は極力避けること。
 - ウ 苗木は、根が重ならないように並べ、覆土を行うが、寒風害のおそれがある場合は、苗芯を風向の反対方向に20~30°傾斜させて伏せ込ませること。
 - エ 覆土は、踏み付けた後、再び軽く土を覆うこと。
 - オ 仮植した苗木は、乾燥させないように十分注意すること。
必要があれば日中は、こも、むしろ等で日よけをするとともに、適度のかん水を

行うこと。

カ 上記以外の方法により仮植する場合は、特記仕様書によることとする。

(4) 苗木の運搬は、次の方法により行う。

苗木の持ち運びは必ず苗木袋を用い、苗木の根を長時間露出したり、傷つけたりしないように注意すること。

(5) 植付の方法及び注意事項は次のとおり。

ア 仮植した苗木の植付けは、苗木が活力を取り戻してから行うこと。

イ 植付は、霜雪、凍氷等の障害を受けやすい時期及び強風、乾燥のはげしい時期を避けること。

ウ 植付方法は、原則として正方形植えとし、苗間及び列間の水平距離を測り、規則正しい並びで行うこと。

なお、植付け地点に岩石、根株等の障害物がある場合は、これを避けて上下あるいは左右にずらして植付けること。

エ 補植を行う場合の植栽箇所は、枯損または損傷の著しい苗木の横とすること。

また、苗間、列間が不明瞭な場合は距離を測り、適正な位置に植え付けること。

なお、枯損した苗木については、抜き取り下刈り等の支障とならないように処理すること。

オ 植え付けは、なるべく無風の日で、出来るだけ降雨が予想される前日を選ぶこと。

カ 複数の樹種を植え付ける配列については、特記仕様書による。

キ 広葉樹については、下刈等の作業の目安にするため、必要に応じ樹木テープ等を使用すること。

(6) コンテナ苗の植付は、次の手順による。

ア 植穴は、土中に根鉢が完全に埋まる程度の必要最小限の深さ、大きさとすること。

イ 苗木を垂直にし、深植又は浅植とにならないよう植穴に苗木を挿し込み、根鉢と植穴との間に空隙ができないよう根元を固めたうえで、植付箇所が窪地とならないように仕上げること。

ウ 植付後は、土壌の乾燥防止のため、地被物により植付苗木の根元周辺を被覆すること。

(7) コンテナ苗以外の苗木の植付は、次の手順による。

ア 落葉、雑草等の地被物は、植え付け地点を中心に概ね60cm四方の範囲をはぎ取る。

イ 植穴は、苗木の根の拡がり以上の大きさとするため、直径40cm程度、深さ30cm程度の穴を掘り、穴の真中を7～8cm程度中高に土盛り上げる。(図1のとおり)

また、掘った土は散乱させないようにすると共に、地被物は植穴の中に入れてないようにする。

ウ 植穴に苗木をまっすぐに入れ、細かい土で穴を埋め苗木を引き上げながら、根元を踏み固め、更に軽く覆土しなければならない。

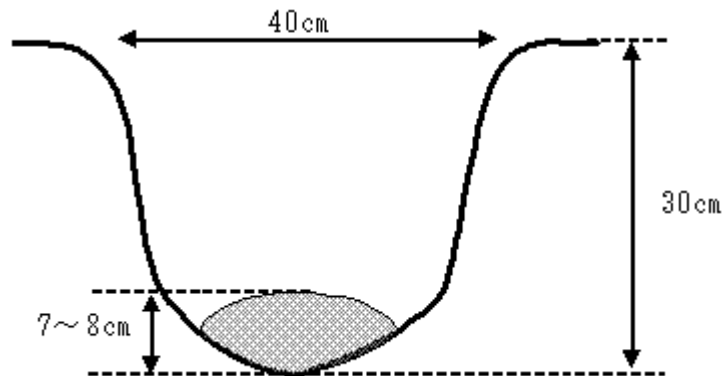
この場合、植穴にごみ、石礫等の夾雑物が入らないよう注意しなければならない。

(8) 施肥を行う場合には、次の事項に注意しなければならない。

ア 時期、施肥量、施肥方法、写真その他記録について、実施前に監督員の指示を受けなければならない。

イ 肥料を施用する場合は、苗木の根元から15～20cmの所で、深さ5～10cmの所に施さなければならない。

図 1



第4 下刈

(目的)

- 1 下刈は、植栽を行った林地において、雑草木の被圧による植栽木等の成長阻害を防ぐために行う。

(方法)

- 2 下刈の施工方法及び注意事項は次のとおり。
 - (1) 刈り払いは、全刈りを原則とする。
 - (2) 植栽木等の成長の障害となる雑草木類は地際からできる限り低い位置で刈り、刈払い物は植栽木の上に丁寧に置くこと。
 - (3) つる類は、すべて地際からできる限り低い位置で切断し、植栽木等に巻き付いた部分は除去すること。
 - (4) 作業にあたっては、植栽木（育成目的樹種）を損傷しないように十分注意し、もし損傷した場合は、すみやかに監督員に報告すること。
 - (5) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第5 除伐

(目的)

- 1 除伐は、整備方針に適合した林型を形成する植栽木等の成長を阻害する樹木等を除去し、その健全な生育を図るために行う。

(方法)

- 2 除伐の施工方法及び注意事項は次のとおり。
 - (1) 除伐の対象木は、侵入木、萌芽木及び形質等が不良でかつ他の生育に支障となる植栽木とする。
 - (2) 植栽木等の生育に支障とならない高木性の樹木は残すこと。
 - (3) 植栽木等の成長を阻害する不用木は、全て地際からできる限り低い位置で伐採すること。
 - (4) 伐倒の際は、残存木に損傷を与えないように伐倒方向等に留意すること。
 - (5) 伐採による掛かり木等は、安全に処理し放置しないこと。
 - (6) 植栽木等に着生または着生するおそれのあるつる類は、地際からできる限り低い位置で切断し、除去すること。

(7) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第6 本数調整伐

(目的)

1 本数調整伐の目的は次のとおり。

- (1) 植栽準備工における本数調整伐は、上層木の本数を調整することによって、植栽木及び稚樹等が健全に成長するために必要な生育空間と光環境を確保するために行う。
- (2) 保育における本数調整伐は、植栽木等の本数を調整することによって、樹木の健全な成長及び林床植生の生育促進を図るために行う。

(方法)

2 本数調整伐の施工方法及び注意事項は次のとおり。

- (1) 伐採は、被圧木、樹勢の衰えた樹木及び曲がり木を優先して行うこと。
なお、これらの林木であっても、林内の配置バランスがくずれ空間が広がる場合には残しておくこと。
- (2) 対象木は、地際からできる限り低い位置で伐採し、林内の管理上支障とならないように、枝払い等の処理を実施し整理すること。
- (3) 伐採による掛かり木等は、放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行うこと。
- (4) 伐倒にあたっては、残存木に損傷を与えないよう伐倒方向に留意すること。
- (5) 二又以上の又木は、優良なものを残し切り取ること。
- (6) 植栽木等の育成に支障となる灌木等は、すべて伐倒すること。
- (7) 植栽木等に着生または着生するおそれのあるつる類は、地際からできる限り低い位置で切断し、除去すること。
- (8) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第7 受光伐

(目的)

1 受光伐は、複層林の上層木の本数を調整することにより、光環境を改善し、下層木及び林床植生の健全な成育を図るために行う。

(方法)

2 受光伐の施工方法及び注意事項は次のとおり。

- (1) 伐採は、被圧木、樹勢の衰えた樹木及び曲がり木を優先して行うこと。
なお、これらの林木であっても、林内の配置バランスがくずれ空間が広がる場合には残しておくこと。
- (2) 対象木は、地際からできる限り低い位置で伐採し、林内の管理上支障とならないように、枝払い等の処理を実施し整理すること。
- (3) 伐採による掛かり木等は、放置することなく、地面に引き落としてから次の作業を行うこと。
- (4) 伐倒にあたっては、残存木に損傷を与えないよう伐倒方向に留意すること。
- (5) 植栽木等の育成に支障となる灌木等は、すべて伐倒すること。
- (6) 植栽木等に着生または着生するおそれのあるつる類は、地際からできる限り低い位置で切断し、除去すること。
- (7) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第8 枝落とし

(目的)

1 枝落としの目的は次のとおり。

- (1) 植栽準備工における枝落としは、下層木植栽等を行う場合に、植栽木及び稚樹等の健全な成長を図るために行う。
- (2) 保育における枝落としは、林内の光環境を改善することにより林床植生の生育促進を図るために行う。

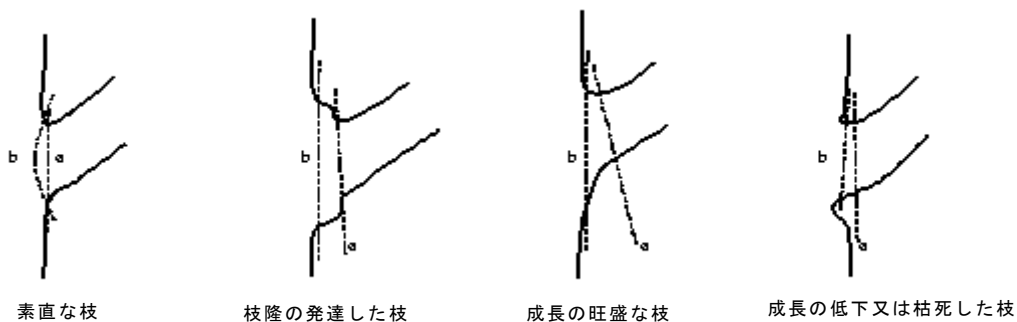
(方法)

2 枝落としの施工方法及び注意事項は次のとおり。

- (1) 作業に使用する器具は、枝打ち用のものを使用すること（鉋、鋸、チェーンソー等）。
- (2) 作業には、次の点について留意して行うこと。

ア 枝の切断は、樹幹に接して幹に平行、かつ幹に近づけて行うものとし、切り口が小さく、狭く、滑らかに行うこと。

イ 枝を切断する位置は、監督員の特別な指示がない限り下図に示す a 線を標準とする。



ウ 枝の切断は、必ず下側から受け口を付けた後、上から受け口の切断面に合致するように行う。

エ 太い枝は、付け根から少し離れた箇所で一度切断してからウに準じて再び切断する。

オ 樹幹に損傷を与えないようにすること。

- (3) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第9 つる切り

(目的)

- 1 つる類を除去することによって、植栽木等の健全な成長を助成するために行う。

(方法)

- 2 つる切りの施工方法及び注意事項は次のとおり。
 - (1) 植栽木等に付着しているつる類は、樹木を損傷しないように除去するものとする。
なお、樹高が高くつる類の除去が全てできない場合は、地際からできる限り低い位置とできるだけ高い位置で切断し除去すること。
 - (2) 若齢木に巻き付いているつる類は、梢端の軟らかい部分に注意しながら除去すること。
 - (3) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第10 獣害防除

(目的)

- 1 植生導入工における獣害防除は、獣害を受ける危険性の高い箇所において、植栽木又は稚樹等の健全な成長を阻害する獣害を事前に予防するために行う。
- 2 保育における獣害防除は、獣害を受け、又は受ける危険性の高い森林において、樹木の健全な成長を阻害する獣害を予防するために行う。

(方法)

- 3 獣害防除工の施工方法及び注意事項は次のとおり。
 - (1) 忌避剤について
 - ア 薬剤は、設計書で指定されたものを用いるものとし、監督員の承認を得てから使用すること。
 - イ 散布（使用）前には、薬剤の使用説明書をよく読み、注意事項等を厳守して作業を行うこと。
 - ウ 薬剤の運搬保管にあたっては、消防法、毒物及び劇物取締法等の法規に従い、安全等に万全を期すこと。
 - エ 作業時には、保護衣類（保護帽、保護眼鏡、防護衣、作業用特殊手袋、防護タビ、防護マスク等）を正しく着用すること。
 - オ 散布（使用）後の余分な薬剤、容器、包装等は持ち帰り、それぞれ所定の方法によって処理すること。
 - カ 次の天候の場合、散布（使用）作業を行ってはならない。
 - (ア) 雨天時もしくは作業後6時間以内に降雨が予想される場合
 - (イ) 風力2（木の葉や細い枝が絶えず動く強さ）を超える風が吹いている場合
 - キ 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。
 - (2) 樹皮剥皮防止資材
 - ア 資材は、設計書で指定された規格構造のものとし、監督員の承認を得てから使用すること。
 - イ 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第 1 1 簡易施設

(目的)

- 1 不安定な土砂の移動の抑止、斜面勾配の修正、表面流下水の分散等を図り、植物の生育に適した基盤を造成するために設けるものとする。

(工事材料の品質)

- 2 工事材料の品質は、設計書に示す他、次の規格品質を有するものでなければならない。
 - (1) 粗朶は、生木で針葉樹を除き、ナラ、エゴ、サクラ、カエデ、クロモジその他弾力性のあるものでなければならない。
 - (2) 帯梢は、前項で定めた品質のもので枝をはらったものとし、長さ 3.5m 以上、元口径が 3cm 以上 22 本をもって 1 束とする。
 - (3) 竹目串は、規定の長さで頭部に節をつけたものでなければならない。柳目串は生柳であって径 0.8~2.5cm を標準とする。
 - (4) 萱は、根がらみ良好で、古株を除き、翌年成長する白根がなければならない。
 - (5) 芝は、根がらみ良好な土付芝でなければならない、山芝はシダ類ばかりのものであってはならない。
 - (6) 種子は、成熟十分で所定の発芽率を持ち、病虫害及び夾雑物のないものでなければならない。
 - (7) 肥料は肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年 5 月 1 日法律第 127 号）に登録されたものであって、その保証成分量が設計書に示す以上のものでなければならない。取扱いに当たっては防湿に注意し変質したものを使用してはならない。

(法切工、階段工)

- 3 法切工、階段工は次の事項に注意して施行しなければならない。
 - (1) 法切は、石、根株等の支障物を除去し、設計書に従い上方から下方に向かってかきおろし、均すものとする。
 - (2) 階段切りは、法面浮土の安定をまって、等高線に沿い水平又は奥下がりにつけなければならない。

(編柵工)

- 4 編柵工は、次の事項に注意して施行しなければならない。
 - (1) 杭木は、所定の寸法を有し、通直なものを使用すること。
 - (2) 帯梢は、生木で萌芽力及び弾力性のあるものを用い帯梢を相互に十分密着させなければならない。
 - (3) 編柵工の杭打ちは、床ごしらえを十分行った上で所定の間隔に垂直に打ち込むものとする。但し傾斜面の杭打ちは傾斜角に直角な線と垂直線との挟む角の二等分線方向へ所定の深さまで打ち込み両端に止杭を打たなければならない。
 - (4) 杭を打ち込む深さは、土質がやわらかく傾斜が急なほど深く打ち込むものとし、最小限杭の 1/2 以上打ち込まなければならない。
 - (5) 編高は、設計書に従い、編柵の背面には大きな土塊を入れることなく、肥沃な土を十分ふみ固めながら埋めたてなければならない。

(積苗工)

- 5 積苗工は、次の事項に注意して施行しなければならない。
 - (1) 積苗工は、階段上に敷芝をおき、その先端から 5cm 控えて一段目の張芝をおこない、土砂を埋め戻しよく踏みしめながら土羽板にて締め固め、天芝若しくは控芝をおくことを原則とする。
 - (2) 張芝は、四ッ目をさけ又横使いとし、目地を十分密着させなければならない。
 - (3) 階段幅は、所定のものを取り外端から 0.1~0.2m の犬走りを付けなければならない。

(筋工)

6 筋工は、この事項に注意して施行しなければならない。

- (1) 萱筋は、階段肩から10cm以上を控え、使用する萱は根株が浮根とならないように植付溝に植付け、十分踏み固めなければならない。
- (2) 植生盤、グリーンベルト、緑化袋等の筋工は、等高線上に所定の溝を切り、目串で固定し、地表面と平になるようにしなければならない。

第12 歩道新設等

1 歩道の新設又は補修は次のとおりとする。

- (1) 測量杭を中心とし、幅員に余裕をもった範囲内の雑草・笹・灌木等を刈払い、横断方向路面は水平に整地し、根株は支障とならないよう除去しなければならない。
- (2) 作業により生じた残土は、崩落・流出のないように処理すること。
- (3) 以上の項目によりがたい場合は、監督員と協議して決めるものとする。

第13 標識板設置

1 標識板の作成は次のとおりとする。

- (1) 保安林改良事業実施箇所の標識板の種類について、林相改良を行った箇所はA標識板、治山施設設備（簡易施設工）を行った箇所はB標識板を設置するものとする。
- (2) A標識の規格は、板面が縦300mm、横480mm、支柱が2100mm・2本とする。
- (3) B標識の規格は、板面が縦300mm、横300mm、支柱が1800mm・1本とする。
- (4) 材質については、ホーロー加工鉄板または、これと同等品以上とする。
- (5) 字体については、角ゴシックを標準とする。
- (6) 文字の色については、黒を標準とする。
- (7) 記載事項については、A標識板は図1-1、B標識板は図1-2によるものとする。

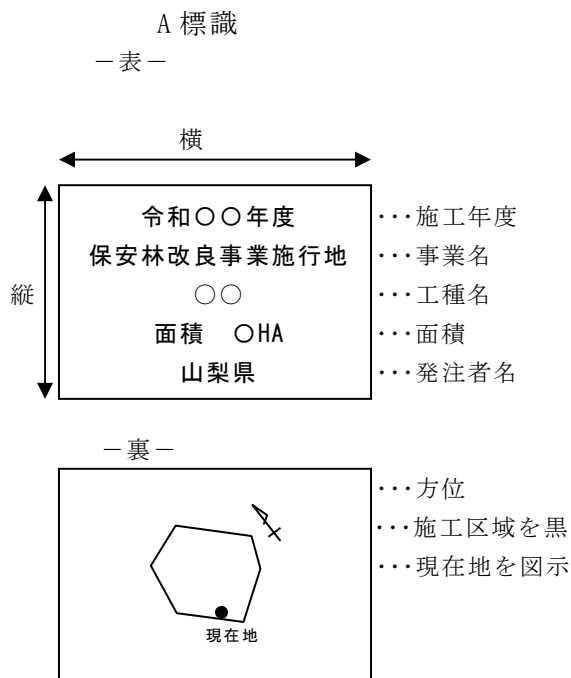


図1-1

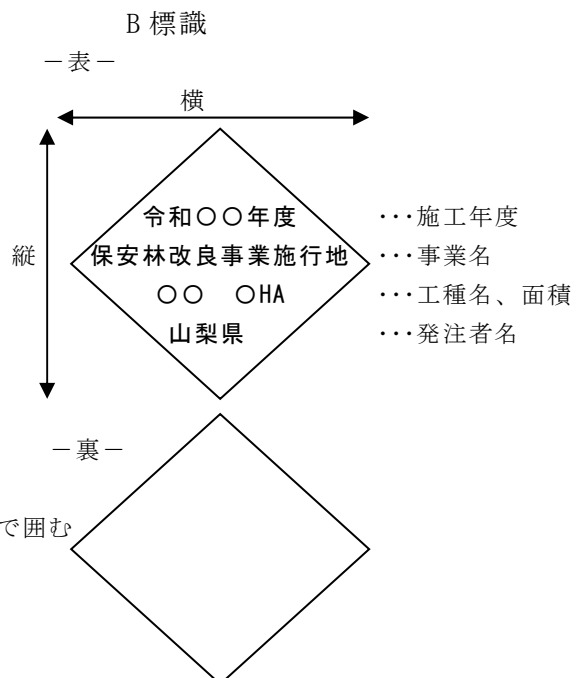


図1-2

- (1) 支柱については、ペタイト加工支柱または、これと同等品以上とする。

2 標識板の設置は次のとおりとする。

- (1) 標識板の設置位置は、将来最も見易い場所へ、設置するが、その取り付け位置及び記載事項の詳細については、監督員の承諾を得るものとする
- (2) 支柱は、土中等に埋込み、ぐらつきのないよう設置しなければならない。

(参考様式)

苗木検収野帳

検査年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 検収者 _____

検査場所 _____ 生産者 _____
樹種 _____

納入内訳								
規格	梱数	入数	数量	規格	抽出本数	構成比	規格別数量	苗木の状況
								(鮮度) 上・中・下
								苗根少々乾き気味
								(形態) 上・中・下
								細根不足気味
								根茎規格外あり
								茎葉軟弱気味
								徒長気味
								茎葉貧弱

		根元径										
		6mm未満	6mm以上	7mm	8mm	9mm	10mm	11mm	12mm以上			
苗木上限	スギ 75cm	20cm未満		φ4上小	φ5							
	ヒノキ 80cm	20~25未満		φ2小	φ4上中	φ4上大						
	アカマツ 45cm	25~30未満		φ3上								
	カラマツ 80cm	30~35未満			φ4上							
		35~40未満		φ2上	φ2小	φ3小						
		40~45未満			φ3小							
		45~50未満				φ2大	φ2大	φ3中				
		50~55未満					φ3中					
		55~60未満										
		60~65未満								φ3大		
		65~75未満						φ3大				
		75~80未満							φ2大外			
		80cm以上										

(苗木受渡書等を裏面に貼付のこと)